

立田漁業協同組合内共第21号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：立田漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県愛西市立田町富安75番地1

漁業権免許号：内共第21号

対象となる漁場：内共第21号第5種共同漁業権に係る漁場

1 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

①次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	網丈4メートル以下、網目1センチメートル以上
四ツ手網	一辺1.2メートル以下、網目1センチメートル以上
旋刺網（地方名 まき網）	全長30メートル以下、網目7センチメートル以上

②次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通して行う漁法
- 二 びんづけ（セルロイド製、陶器製、その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって水中で使用するもの）

(2) 遊漁期間

次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる期間内でウ欄に掲げる時間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 期 間	ウ 時 間
四ツ手網	7月1日から9月30日まで	日出から日没まで
旋刺網及び投網	12月1日から翌年2月末日まで	日出から日没まで
竿釣	1月1日から12月31日まで	日出から日没まで

(3) 全長の制限

次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ふ な	6センチメートル

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは①に掲げる額の2分の1に相当する額とし、(2)のただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

①竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
ふな	竿釣	1日	200円
		1年	2,000円

②その他の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
ふな	四ツ手網、旋刺網、投網	1日	1,000円

(2) 遊漁料の納付は、組合が指定する遊漁承認証取扱所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(3) (2)に規定する遊漁承認証取扱所は、「遊漁承認証取扱所」の標札を掲げるものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- | | |
|----------------|---------------|
| ①承認を受けた者の氏名、住所 | ②承認期間 |
| ③魚種 | ④漁具・漁法 |
| ⑤遊漁区域 | ⑥遊漁料の額 |
| ⑦注意事項 | ⑧その他参考となるべき事項 |
| ⑨発行者名 | |

(2) 遊漁承認証の交付は、2-(2)に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、この漁場区域における川底をかくはんしてはならない。

(5) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- ①氏名
- ②有効期間
- ③注意事項
- ④その他必要な事項
- ⑤発行者名

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和6年1月1日